

平成20年

第1回兵庫県後期高齢者  
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成20年2月18日

神戸市相楽園会館



# 平成20年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

## 第1日（平成20年2月18日） 会議録

### 議事日程

平成20年2月18日午後3時開議

（諸報告）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 発議第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する  
規則制定の件
- 第4 承認第1号 相互救済事業の委託についての専決処分 の件
- 第5 議案第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基  
金条例制定の件
- 第6 議案第2号 平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第7 議案第3号 平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第8 議案第4号 平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特  
別会計予算
- 第9 発議第2号 後期高齢者医療制度に関する意見書提出の件
- 第10 議長 の辞職
- 第11 議長 の選挙
- 第12 副議長 の辞職
- 第13 副議長 の選挙
- 第14 同意第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
- 第15 議会運営委員会委員の選任

## 本日会議に付した事件

(諸報告)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 発議第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する  
規則制定の件
- 第 4 承認第 1 号 相互救済事業の委託についての専決処分の件
- 第 5 議案第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基  
金条例制定の件
- 第 6 議案第 2 号 平成 19 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 7 議案第 3 号 平成 20 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 8 議案第 4 号 平成 20 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特  
別会計予算
- 追加 陳情第 2 号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情
- 追加 陳情第 3 号 資格証明書発行についての陳情
- 追加 陳情第 4 号 後期高齢者医療制度の周知徹底等を求める陳情
- 追加 陳情第 5 号 後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情
- 追加 陳情第 6 号 後期高齢者診療報酬の改善を求める陳情
- 追加 陳情第 7 号 後期高齢者医療制度の 08 年 4 月実施の完全凍結を求める陳情
- 第 9 発議第 2 号 後期高齢者医療制度に関する意見書提出の件
- 第 10 議長の辞職
- 第 11 議長選挙
- 第 12 副議長の辞職
- 第 13 副議長選挙
- 第 14 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件

## 第15 議会運営委員会委員の選任

---

### 出席議員（34名）

1番 梶本日出夫	2番 嵯峨徹
3番 白井文	4番 東節
5番 山田知	6番 濱田知昭
7番 山中健	8番 石原熙勝
9番 谷口芳紀	10番 奥田清喜
12番 西田正則	13番 豆田正明
14番 來住壽一	15番 小山哲史
18番 水田賢一	19番 井上嘉之
20番 吉岡正剛	21番 東郷邦昭
23番 和田金男	24番 辻重五郎
25番 川野四朗	26番 井上英俊
28番 白谷敏明	29番 山本廣一
30番 西村悟	31番 東田耕造
32番 古谷博	33番 清水ひろ子
34番 立垣昇	35番 藤原茂
36番 橋本省三	37番 八幡儀則
38番 山本暁	39番 庵途典章

---

### 欠席議員（7名）

11番 樽本庄一	16番 藪本吉秀
17番 岡恒雄	22番 酒井隆明
27番 富岡篤太郎	40番 藤原久嗣

4 1 番 馬 場 雅 人

---

**説明のため出席した者**

広域連合長 矢 田 立 郎

副広域連合長 足 立 理 秋

事務局長 寺 田 裕

総務課長 松 下 紀 男

資格給付課長 山 本 博 之

保険料課長 田 原 洋 子

システム課長 久 保 孝

---

**職務のため出席した職員**

事務職員 梅 田 秀 乗

事務職員 田 月 幸 一

(午後 3 時開会)

○議長（白井 文） ただいまの出席議員は 34 名で、定足数に達しております。

ただいまから、平成 20 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

矢田広域連合長。

○広域連合長（矢田立郎） 本日は、広域連合議会の第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本広域連合は、昨年 2 月の発足以来、県下 41 市町と密接に連携、協力しながら、後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、鋭意準備を進めてまいりました。その間、昨年 11 月には制度の基本となります保険料等を定める後期高齢者医療に関する条例を議決いただいております。

本日は、4 月からの制度実施に当たりまして、平成 20 年度の広域連合予算や後期高齢者医療制度臨時特例基金条例等、諸案件を提出させていただいております。各議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、何とぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（白井 文） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第 4 号より第 5 号に至る報告がありました。

次に、2 月 8 日までに受け付けました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりでございます。

以上で、諸報告を終わります。

最初に日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番、西宮市、山田議員及び4番、明石市、東議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第3、発議第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を議題といたします。

これより、提出者を代表いたしまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

定例会議員提出議案の1ページをお開きください。

改正の内容は、陳情書の処理につきましては、陳情文書表を作成し、これを議員に送付すると定められていますが、その内容が請願に適合するものについては、請願書の例により処理する取り扱いに変更するよう、会議規則を改正しようとするものでございます。

以上、発議第1号についてご説明申し上げます。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

発議第1号を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、会議規則の一部を改正する規則を公布いたさせます。



次に、日程第4、承認第1号「相互救済事業の委託についての専決処分の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました承認第1号「相互救済事業の委託についての専決処分の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の1ページをお開きください。

本件は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が所有しております備品等の動産の火災その他の災害による損害に対する相互救済事業を、財団法人全国自治協会に委託することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたもので、同法第3項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

以上、承認第1号についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

承認第1号を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例制定の件」及び日程第6、議案第2号「平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました議案第1号「兵庫県後期高齢者

医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例制定の件」及び議案第2号「平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」につきまして、相互に関連いたしておりますので、一括ご説明を申し上げます。

定例会提出議案の2ページをお開きください。

議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例制定の件」でございます。

本件は、新たに後期高齢者医療の保険料を負担いただくこととなります被用者保険の被扶養者であった方の保険料について、平成20年度に限り、4月から6カ月間徴収を凍結し、10月から6カ月間9割軽減する臨時特例措置が設けられたことに伴い、基金を設置しようとするものでございます。

第2条で基金の額は、平成19年度に広域連合が国から交付を受けます高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額としておりますが、続いてご説明いたします平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算において、14億2,209万6,000円を見込んでおります。

第6条では、この基金の処分について、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額のための財源や広報啓発に要する費用、その他後期高齢者医療制度の円滑な施行のための準備経費等に充てるとしております。

なお、附則第2項で、この条例は平成21年度末でその効力を失うとしております。

議案第1号についてご説明申し上げました。

次に、議案第2号「平成19年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の4ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,384万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億2,684万7,000円とするものであります。

それでは、平成19年度補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金2億9,824万9,000円の減額は、各市町からの共通経費負担金でございますが、後期高齢者医療制度施行に係る準備経費のうち、広域連合電算処理システム構築業務委託料が当初予定より大幅に減となったことに伴い、歳出予算で不用額が生じますため、市町負担金を減額するものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目老人医療費国庫補助金14億2,209万6,000円の増額は、第1号議案でご説明申し上げました基金の設置を目的とします交付金でございます。

以上、合計で一般会計の歳入補正額は、11億2,384万7,000円の追加となっております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、歳入予算でご説明いたしましたとおり、委託料を2億9,824万9,000円減額いたします一方、臨時特例基金の積立金として14億2,209万6,000円の予算を計上するものでございます。

以上で、一般会計の歳出補正額は、11億2,384万7,000円の追加となっております。

議案第1号及び議案第2号についてご説明申し上げました。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、先ほど改正いたしました会議規則により、陳情第2号から第7号までを日程に追加し、日程第8の次に議題としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号から第7号までを日程に追加し、日程第8の次に議題といたします。なお、陳情第1号は、会議規則の改正により既に願意が達成されておりますので、会議に付議せず、議長限りで処理するものといたします。

日程第7、議案第3号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、日程第8、議案第4号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」及び陳情第2号から第7号までの8議案を一括議題といたします。

提案理由及び陳情に対する執行機関の説明を求めます。

寺田事務局長。

○事務局長（寺田 裕） ただいま上程されました議案第3号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第4号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」及び陳情第2号から第7号につきまして、一括ご説明申し上げます。

定例会提出議案の6ページをお開きください。

議案第3号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

本予算は、一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ16億7,865万1,000円とするものでございます。

それでは、平成20年度各会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、各市町からの共通経費分賦金で、15億6,494万9,000円を計上いたしております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、保険料不均一賦課負担金で、国と県が各2分の1ずつ負担するものでございますが、5,132万6,000円、第2項国庫補助金は、老人医療費国庫補助金で、354万9,000円、合計5,487万5,000円を計上いたしております。

第3款県支出金、第1項県負担金は、保険料不均一賦課負担金で、5,132万5,000円を計上いたしております。

7ページをご覧ください。

第4款繰入金、第1項基金繰入金は、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金のうち、被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額に関する広報啓発に充てるものでございまして、650万円を計上いたしております。

第5款繰越金は、存目でございます。

第6款諸収入、第1項預金利子は50万円、第2項雑入は50万1,000円、合計100万1,000円を計上いたしております。

以上、一般会計の歳入予算総額は、16億7,865万1,000円となっております。

8ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第1款議会費、第1項議会費は、広域連合議会の開催経費、318万6,000円を計上いたしております。

第2款総務費、第1項総務管理費は、15億6,734万3,000円、9ページに移りまして、第2項選挙費は、20万6,000円、第3項監査委員費は、26万5,000円、合計15億6,781万4,000円を計上いたしております。

第1項総務管理費の主な内訳は、次のとおりでございます。

第11節需用費の6,693万1,000円は、用紙代等の消耗品費、封筒、パン

フレット等の印刷費等でございます。第12節役務費の2億7,650万1,000円は、通信運搬費、コールセンター人材派遣経費等でございます。第13節委託料の7億9,595万1,000円は、標準システム運用・保守業務、高額療養費等給付業務等の委託費でございます。第14節使用料及び賃借料の9,859万円は、電算処理システム機器賃借料、広域連合事務室の賃借料等でございます。第19節負担金、補助及び交付金の3億2,004万9,000円は、事務局職員給与等負担金でございます。

10ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、特別会計への保険料不均一賦課繰出金でございまして、1億265万1,000円を計上いたしております。

また、第4款予備費は、500万円を計上いたしております。

以上、一般会計への歳出予算総額は、16億7,865万1,000円となっております。

平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第4号「平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

定例会提出議案の9ページをお開きください。

本予算は、特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ4,581億2,575万4,000円とするとともに、一時借入金の借入れの最高額を150億円と定めるものでございます。

それでは、平成20年度各会計予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

12ページをお開きください。

本予算は、昨年11月本議会で可決されました後期高齢者医療に関する条例により決定されました保険料率算定の基礎となります平成20年度及び21年度の財政運営

期間に係る収入及び支出の見込み額を、医療給付費及び被保険者数の伸びにより各年度に振り分け、そのうちの20年度分を計上したものでございます。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金は、各市町からの後期高齢者医療保険料等負担金として、516億3,452万2,000円、療養給付費負担金として、348億6,620万円、合計865億72万2,000円を計上いたしております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、療養給付費負担金として1,045億9,860万円、高額医療費負担金として11億4,782万1,000円、合計1,057億4,642万1,000円、第2項国庫補助金は、調整交付金として316億3,108万2,000円、健康診査費補助金として1億2,505万6,000円、合計317億5,613万8,000円、国庫支出金として、合計1,375億255万9,000円を計上いたしております。

第3款県支出金、第1項県負担金は、療養給付費負担金として348億6,620万円、高額医療費負担金として11億4,782万1,000円、合計360億1,402万1,000円を計上いたしております。

第4款支払基金交付金は、国民健康保険や健康保険組合等からの支援金で、1,959億7,954万3,000円を計上いたしております。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するもので、2億3,421万5,000円を計上いたしております。

13ページに移りまして、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険料不均一賦課繰入金で1億265万1,000円、第2項基金繰入金は、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金で14億1,559万6,000円、合計15億1,824万7,000円を計上いたしております。

第7款県財政安定化基金借入金は、存目でございます。

第8款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料は、存目として2,000円、第2

項預金利子は、1,000万円、第3項雑入は、第三者納付金等として3億6,644万4,000円、合計3億7,644万6,000円を計上いたしております。

以上、特別会計の歳入予算総額は、4,581億2,575万4,000円となっております。

14ページをお開きください。

歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費は、後期高齢者医療に係る療養給付費で、第1目療養給付費に4,317億7,172万円、第2目訪問看護療養費に15億5,634万9,000円、第3目移送費に10万円、第4目審査支払手数料に13億9,857万円、合計4,347億2,673万9,000円を計上いたしております。

第2項高額療養諸費は、168億6,821万2,000円、第3項その他医療給付費は、葬祭費として16億3,355万円、合計4,532億2,850万1,000円を計上いたしております。

第2款県財政安定化基金拠出金は、保険料の未納や給付費の増加等による広域連合の財政リスクに対応するために県が設置する基金に拠出するものであり、4億4,475万7,000円を計上いたしております。

15ページをご覧ください。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金は、著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するために国民健康保険中央会に拠出するもので、2億3,421万5,000円を計上いたしております。

第4款保健事業費は、市町が行う健康診査事業に対しての補助金でございます、3億7,516万9,000円を計上いたしております。

第5款公債費は、一時借入金に係る利子といたしまして、4,623万3,000円を計上いたしております。

第6款諸支出金は、還付加算金といたしまして、50万円を計上いたしております。



第7款予備費は、平成20、21年度の財政運営期間の調整額として、37億9,637万9,000円を計上いたしております。

以上、特別会計の歳出予算総額は、4,581億2,575万4,000円となっております。

平成20年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げました。

次に、陳情第2号から第7号までについてご説明申し上げます。

陳情第2号「後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情」についてご説明申し上げます。

本件は、高齢者の生活実態に即した保険料にすること及び保険料の減免制度を独自につくすることを求めるものでございます。

保険料につきましては、必要な医療給付費のうち、現役世代からの支援金から約4割、公費から約5割を負担するとともに、後期高齢者の方々の保険料から約1割ご負担いただく仕組みになっており、被保険者一人ひとりの保険料額は、それぞれの年金等の収入の実態により賦課されることとなっております。

具体的な保険料率につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に規定されている保険料の算定に係る基準に基づき、昨年11月26日に開催されました広域連合議会において可決いただいた後期高齢者医療に関する条例において決定されたところでございます。

低所得者については、現行の国民健康保険制度と同様に、保険料均等割額の7割、5割、2割の軽減を、新たに保険料をご負担いただく被用者保険の被扶養者には、2年間所得割を賦課せず、均等割額を5割軽減する制度が設けられており、一定の配慮がされているところです。さらに、臨時特例措置として、被用者保険の被扶養者の保険料につきましては、平成20年4月から9月までは、保険料の徴収を凍結し、10月から平成21年3月までは、9割軽減することとしております。

なお、これらに加えて、広域連合独自の保険料の減免として、後期高齢者医療に関する条例第20条において、災害、被保険者の属する世帯の収入が著しく減少したときのほか、世帯の収入が一定の基準以下になったとき、及び収監されたときについて規定しております。

次に、陳情第3号「資格証明書発行についての陳情」についてご説明申し上げます。

本件は、資格証明書の発行を凍結することを求める意見書を国に提出すること、及び資格証明書の発行によって病気の人が受診遅れで重症化や死亡に至らないようにすることを求めるものでございます。

被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の発行は、高齢者の医療の確保に関する法律及び同施行規則において、被保険者が1年以上保険料を滞納した場合に行うとされております。一方、同施行令に定める財産への災害、盗難や被保険者等の病気または負傷、事業の休廃止や著しい損失等、特別な事情がある場合には、その対象から除く規定も設けられており、滞納期間だけでなく、滞納となった原因も考慮するよう定められております。

広域連合といたしましては、これらの法令の定めに従って対応してまいりたいと考えております。

次に、陳情第4号「後期高齢者医療制度の周知徹底等を求める陳情」についてご説明申し上げます。

本件は、新制度の対象となるすべての障害者に対して、障害特性に応じた方法で周知徹底すること、一定の障害のある方に対して、丁寧な説明を行い、責任を果たすこと、及び保険証に点字を付記することを求めるものでございます。

後期高齢者医療制度の周知につきましては、昨年6月から順次、各市町の広報紙に制度の概要や保険料率等について掲載するとともに、各市町の窓口でリーフレットを配布いただくなど、新しい制度の周知に努めてまいりました。今後、ポスターの掲示やすべての被保険者の方に、被保険者証とともにミニパンフレットを送付することな

どによって、さらに周知を図っていきたいと考えております。また、国においても、視覚障害者向けの音声広報CDや点字広報誌において広報を実施する予定と聞いております。

現行の老人保健制度で障害認定を受けている65歳から74歳までの方々に対しては、各市町から、後期高齢者医療への移行について、個別のお知らせを行うとともに、お問い合わせの対応を適宜行っているところでございます。被保険者証への点字の付記につきましては、従来の老人保健において、ご希望に応じて最低限の対応をしているところについては、これまでどおりの対応をお願いいたしております。

次に、陳情第5号「後期高齢者医療制度実施にあたっての陳情」についてご説明申し上げます。

本件は、1、資格証明書の発行は行わないこと、2、保険料は所得割を中心とし、負担能力に応じた保険料とすること、3、低所得者に対しては、保険料及び窓口一部負担の減免を行うなど、医療を受けられない事態が生じないよう十分な配慮を行うこと、4、後期高齢者の健診を後退させないこと、5、高齢者の意見を反映できる仕組みをつくること、6、4月の実施を中止するよう国に求めること、の6点について求めるものでございます。

第1点目の資格証明書の発行を行わないことにつきましては、陳情第3号でご説明したとおりでございます。

第2点目の負担能力に応じた保険料とすることにつきましては、陳情第2号でご説明したとおりでございます。

第3点目の低所得者に対する保険料の減免につきましては、陳情第2号でご説明したとおりでございますが、一部負担金の減免につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の定めに従い、災害等の理由により一部負担金の支払が困難な場合に行うことを考えております。

第4点目の健診につきましては、被保険者の方がお住まいの各市町で実施し、その

費用について広域連合が補助を行うことで、各市町と協議しているところでございます。

第5点目の高齢者の意見を反映できる仕組みにつきましては、後期高齢者医療制度懇話会を開催し、ご意見をお伺いしております。懇話会は、公開で開催し、会議の資料や議事録についても公表しております。このほか、各市町の窓口などに寄せられた高齢者のご意見をお伺いするとともに、広域連合でも制度に関する広報等を行って行く中でご意見をお伺いしております。

第6点目の4月実施の中止を国に求めることにつきましては、後期高齢者医療制度は、平成18年6月に成立しました健康保険法等の一部を改正する法律により、本年4月から施行することが定められており、その運営主体として、昨年2月に県内全市町が加入する当広域連合が設立され、11月の広域連合議会において可決された後期高齢者医療に関する条例で、保険料率等の基本的事項が決定したところでございます。

国においては、被用者保険の被扶養者の保険料負担については、平成20年度において臨時特例措置を講じることが決定されております。

広域連合においては、既に被保険者証の作成など、制度施行に向けた準備業務を進めているところであり、県内市町と連携のうえ、4月から制度を円滑に実施できるよう取り組んでおります。

次に、陳情第6号「後期高齢者診療報酬の改善を求める陳情」につきましてご説明申し上げます。

本件は、後期高齢者医療制度の4月実施に当たり、後期高齢者診療報酬につきまして、高齢者の医療内容の改善、及び4月実施の中止を求める意見書の採択を求めるものです。

後期高齢者診療報酬につきましては、後期高齢者医療制度創設に当たり、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるような新たな診療報酬体系を構築することを目的として、後期高齢者医療の在り方について審議するために設置された社

会保障審議会の特別部会において、昨年10月10日に後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子を取りまとめられ、中央社会保険医療協議会における審議を経て、2月13日に診療報酬の改定について答申が出されたところです。

なお、2月6日付厚生労働省通知、後期高齢者医療制度の被保険者となる者に対する周知事項についての中でも、後期高齢者医療制度においても、74歳までの方と変わらず、必要な医療を受けることができるとされております。

次に、陳情第7号「後期高齢者医療制度の08年4月実施の完全凍結を求める陳情」についてご説明申し上げます。

本件は、制度の抜本の見直しと、完全凍結を求める意見書を採択し、政府関係機関に送付することを求めるものでございます。

陳情第5号でご説明したとおりでございます。

以上、議案第3号、議案第4号及び陳情第2号から第7号までについてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（白井 文） 提案理由及び陳情に対する執行機関の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

まず、議案第3号及び議案第4号についてお諮りいたします。

議案第3号及び議案第4号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井 文） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第2号から第7号までについて、順次お諮りいたします。

陳情第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者なし）

○議長（白井 文） 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第3号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者なし)

○議長(白井 文) 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第4号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者なし)

○議長(白井 文) 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第5号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者なし)

○議長(白井 文) 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第6号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者なし)

○議長(白井 文) 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、陳情第7号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者なし)

○議長(白井 文) 起立なしであります。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、日程第9、発議第2号「後期高齢者医療制度に関する意見書提出の件」を議題といたします。

これより、提出者を代表いたしまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

定例会議員提出議案の4ページをお開きください。

本意見書は、後期高齢者医療制度について、被保険者に過大な負担増となることなく、将来にわたって高齢者が安心して適切な医療サービスが受けられるよう配慮するとともに、制度の安定的な運営のため、広域連合に対して十分な財政措置を講じられるよう、国に対して要望しようとするものであります。

以上、発議第2号についてご説明申し上げます。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

発議第2号を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

ただいま可決されました発議第2号議案の取り扱いは、議長に一任していただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井 文) ご異議なしと認めます。

それでは、そのように決定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時37分休憩)

(午後3時38分再開)

○副議長(西村 悟) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第10、議長の辞職を議題といたします。

本件は、白井議員から議長辞職願が提出されましたので、お諮りするものでございます。

地方自治法第117条の規定により、白井議員の退席を求めます。

(白井 文議員 退席)

○副議長（西村 悟） お諮りいたします。

白井議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（西村 悟） 異議なしと認めます。

よって、白井議員の議長辞職は許可されました。

退席中の白井議員の入場を許可します。

（白井 文議員 入場）

○副議長（西村 悟） 白井議員から、ごあいさつがございます。

○3番（白井 文） それでは、退任に当たりましてごあいさつ申し上げます。

昨年3月に議長に就任させていただきまして、1年間皆様のご協力をいただきながら、この議事運営に努めてまいりました。

私が改めて申し上げるまでもないことでございますけれども、この後期高齢者医療広域連合議会と申しますのは、各地域から、各議員さんが選出され、この議会に臨んでおります。各地域は、それぞれに人口、財政規模、交通の利便性、課題が違い、さまざまな課題を持ってこの議会に臨んでいるわけでございますけれども、すべての議員の皆様は、この後期高齢者医療制度が継続的に、安定的に運営されるよう望んでいるところでございまして、適切な保険料であることも重要な課題だとよくよく認識して、この議会に臨んでいただきました。

ただいまは、多くの陳情を審議していただいたわけでございますけれども、この多くの陳情が提出されたことも踏まえまして、国への意見書を全会一致で提出させていただきました。皆様方の陳情をよく理解したうえでの意見書の提出でございます。

また、この議会の中では、今まで請願と陳情と別仕立てで審議をされてきましたけれども、今日お集まりの議員の皆様、そして事務局の方々のご尽力によりまして、陳情においても請願と同様、本会議で審議されることとなりました。

しかしながら、この議会で、現状ですべてのことについて判断できる状況にはなく、



継続的に見守っていかなければならないことや、継続的に取り組んでいかなければならないことも多々ございます。それをこの議会で、その場で皆様に採択か否かというふうな判断をしていただくのは、まことに酷であったかというふうに思いますが、この議会の運営上、そういう議事運営にしかできなかつたということを、私自身は非常に残念に思っております。まだまださまざまな取り組みをして、多くの陳情者、多くの住民の方々からご理解いただけるような、納得いただけるような議事運営もできたのではないかと、大いに反省をいたしております。

しかしながら、多くの皆様からご理解をいただきながら、少しずつでもこの議会を多くの方々から納得できるようなものにしていかなければならないと思っておりますし、今後は新議長のもと、議員一丸となって、さらに地域住民の皆様方の納得のできるような制度のために力を尽くしてまいりたいと思っております。

この1年間、大変微力ではございましたけれども、議員の皆様、そして事務局の皆様のご尽力に心から感謝をする次第でございます。

皆様、これからもよりよい後期高齢者医療制度の確立に向けて、ともに頑張ってもらいましょう。よろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（西村 悟） ごあいさつは終わりました。

次に、日程第11、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（西村 悟） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西村 悟) 異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に6番、洲本市の濱田議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(西村 悟) 異議なしと認めます。

よって、濱田議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○議長(濱田知昭) ただいま、皆様方のご推挙をいただきまして、広域連合議会議長に就くことになりました濱田でございます。皆様方のご支援、ご協力を得まして、微力ではございますが、広域連合議会の円滑な運営に務めてまいりたいと存じます。

どうぞよろしくご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(西村 悟) ごあいさつは終わりました。この際、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

○議長(濱田知昭) 次に、日程第12、副議長の辞職を議題といたします。

本件は、西村議員から、副議長辞職願が提出されましたのでお諮りするものであります。

地方自治法第117条の規定により、西村議員の退席を求めます。

(西村 悟議員 退席)

○議長(濱田知昭) お諮りいたします。

西村議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田知昭) ご異議なしと認めます。

よって、西村議員の副議長辞職は許可されました。

退席中の西村議員の入場を許可します。

(西村 悟議員 入場)

○議長(濱田知昭) 西村議員からごあいさつがございます。

○30番(西村 悟) 副議長退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
と思います。

私は、昨年3月29日の広域連合議会副議長に就任いたしました。その間、議長を補佐し、その重責を全うすることができました。これは、一重に議員各位に格段のご理解、ご協力をいただいたものと考えております。心からお礼申し上げ、簡単ではございますけれども、退任に当たっての一言のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(濱田知昭) ごあいさつは終わりました。

次に、日程第13、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱田知昭) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（濱田知昭） ご異議なしと認めます。

よって、議長において、副議長に31番、多可町の東田議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田知昭） ご異議なしと認めます。

よって、東田議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（東田耕造） ただいま、皆様方のご推挙によりまして、広域連合議会副議長に就任することになりました東田でございます。

先ほど議長に就任されました濱田議長さんを補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思います。

皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、就任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（濱田知昭） ごあいさつは終わりました。

次に、日程第14、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、芦屋市、山中議員の退席を求めます。

（山中 健議員 退席）

○議長（濱田知昭） 提案理由の説明を求めます。

矢田広域連合長。

○広域連合長（矢田立郎） ただいまご上程されました同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」についてご説明を申し上げます。

定例会提出議案の12ページをお開きください。

本件は、平成19年11月26日の第1回定例議会で選任いただきました嵯峨議員

が、監査委員の職を退任されましたので、広域連合議員のうちから選任する監査委員として、芦屋市、山中議員を選任いたしたく、議会の同意を求める次第でございます。

何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱田知昭） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田知昭） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の山中議員の入場を許可します。

（山中 健議員 入場）

○議長（濱田知昭） 次に日程第15、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第1条で任期は1年としますが、附則において最初の委員の任期は、平成20年最初の定例会までとしておりますので、同条例第3条の規定により、議長において1番、神戸市、梶本議員、8番、伊丹市、石原議員、10番、豊岡市、奥田議員、11番、加古川市、樽本議員、37番、太子町、八幡議員、以上5名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱田知昭） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5人の議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で本定例会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始ご熱心にご審議賜り、また、議事進行にご協力いただき、厚くお礼を申し上げます。

広域連合長より、ごあいさつがあります。

矢田広域連合長。

○**広域連合長（矢田立郎）** 本日、定例会におきましてご提案を申し上げました議案等につきまして、ご審議を賜り、いずれもご賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後一層のご指導、また、ご鞭撻をお願い申し上げまして、まことに簡単でございますがごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○**議長（濱田知昭）** ごあいさつは終わりました。

これをもちまして、平成20年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

（午後3時55分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 白 井 文

副 議 長 西 村 悟

議 長 濱 田 知 昭

署名議員 東 節

署名議員 山 田 知